（消費税室及び審理室並びに課税企画官及び国際課税企画官）

第四百八条　［略］

2　消費税室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第三百九十三条第二号に掲げる事務のうち消費税の賦課に関する事務の調整に関すること（軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課及び適格請求書発行事業者の登録等（以下「軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課等」という。）に関する事務の調整に関することを除く。）。

二　第三百九十三条第六号から第十号までに掲げる事務（第八号に掲げる事務のうち、軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課等に関する法令の解釈に関することを除く。）

三　消費税及びたばこ税等の賦課に関する法令の適用に関する事務の指導及び監督に関すること（軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課等に関する法令の適用に関する事務の指導及び監督に関することを除く。）。

四　［略］

3　［略］

4　審理室は、第三百九十三条第十一号及び第十四号に掲げる事務並びに同条第十二号及び第十三号に掲げる事務（消費税室の所掌に属するもの並びに軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課等に関する法令の適用に関する事務の指導及び監督に関すること並びに同条第五号に掲げる事務に係るものを除く。）をつかさどる。

［5～7　略］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百三十四人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官五十一人以内を置く。

2　［略］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百十一人以内、教育官四十九人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

［略］

（情報システム監理官）

第四百四十三条　東京国税局及び大阪国税局に、情報システム監理官それぞれ一人を置く。

2　［略］

（総務部の所掌事務）

第四百四十四条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十六　略］

十七　第五百五十二条第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

十八　［略］

十九　［略］

（消費税室及び審理室並びに課税企画官及び国際課税企画官）

第四百八条　［同上］

2　消費税室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第三百九十三条第二号に掲げる事務のうち消費税の賦課に関する事務の調整に関すること（軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課に関する事務の調整に関することを除く。）。

二　第三百九十三条第六号から第十号までに掲げる事務（第八号に掲げる事務のうち、軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課に関する法令の解釈に関することを除く。）

三　消費税及びたばこ税等の賦課に関する法令の適用に関する事務の指導及び監督に関すること（軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課に関する法令の適用に関する事務の指導及び監督に関することを除く。）。

四　［同上］

3　［同上］

4　審理室は、第三百九十三条第十一号及び第十四号に掲げる事務並びに同条第十二号及び第十三号に掲げる事務（消費税室の所掌に属するもの並びに軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課に関する法令の適用に関する事務の指導及び監督に関すること並びに同条第五号に掲げる事務に係るものを除く。）をつかさどる。

［5～7　同上］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百四十八人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官五十四人以内を置く。

2　［同上］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百人以内、教育官四十九人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

［同上］

（情報システム監理官）

第四百四十三条　東京国税局に、情報システム監理官一人を置く。

2　［同上］

（総務部の所掌事務）

第四百四十四条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十六　同上］

［号を加える。］

十七　［同上］

十八　［同上］